

ロイス・サドラーによる鑑識眼アプローチの認識論

——熟達した質的判断による学習評価のメカニズム——

石田 智敬

はじめに

近年、ルーブリックは教育における評価を語る上で重要なキーワードであり続けている。ルーブリックを旗印に学習評価改革を進める国際的動向は、一まとまりの意味システムとして強力な磁場を形成している。ルーブリックと称されるものは、その内実(目的・形態・使用法等)が想像を超えるほどに多様であるが、それがクライテリア(規準)とスタンダード(水準)に関する言語表現マトリックス(評価基準表)であることは共通する¹⁾。ルーブリックに照らし合わせた教師の質的判断を重視することは、現代における学習評価論の核心的主張の一つである。

ルーブリックは、個人的な好みや気まぐれに陥りがちである人の質的判断を統制する装置(ある種の成文法)として機能する。ルーブリック導入の背景には、教師の質的判断による評価を重視し推進しつつも、それが独善的で恣意的なものに陥ることなく、透明性や客観性が一定担保された質的判断を実現しようとする意図がある。ただし、ルーブリックという装置に投げかけられている期待は、質的判断に基づく学習評価の科学性の向上には留まらない。

ルーブリックは、学習者に対して評価基準を可視化し共有することを可能にする為に、形成的アセスメント(フィードフォワードとフィードバック)の効果的・効率的な媒体としても期待されている(Brookhart, 2013; Andrade et al., 2010)。つまり、(1) 課題に先立ち重要な評価クライテリアが提示されることで、学習者が課題への取り組みを円滑に進め、(2) 課題返却時にルーブリックに基づいて評価判断の理由が示されることで、クライテリアごとに学習者の強みと弱みが明示され、学習者が自己の学習を調節し改善できると考えられている。

こうした学習評価の考え方の理論的構築に貢献した研究者の一人に、ロイス・サドラー(D. Royce Sadler, 1943-)の名が挙げられる。国内外で、こうした学習評価の考え方は、氏の「スタンダード準拠評価論」(Sadler, 1987)や「形成的アセスメント論」(Sadler, 1989)を淵源とする位置付けられてきた(Brookhart, 2007; Wiliam, 2011; Gipps, 1994; 鈴木, 2013)。それにも関わらず、昨今、氏はこうした学習評価論の潮流にラディカルな批判を展開し始めている。

このパラドキシカルな状況を背景として、石田(2021a, 2021b)は、1980年代以降の氏の所論を包括的に分析している。石田(2021a, 2021b)は、氏の学習評価に関する主張の核心が何かを浮き彫りにし、それを鑑識眼アプローチと位置付けた。総括的アセスメントの視点で、氏が一貫して論究してきたことは、評価者(教師)の質的判断をどう洗練させ主観化するか、そして、その過程や装置の形態をどう構想するかであった(石田, 2021a)。他方、形成的アセスメン

トの視点で、氏が一貫して論究してきたことは、学びを導く羅針盤としての質的判断をいかに洗練するかであった(石田, 2021b)。評価判断の行為主体が教師か学習者かで異なるが、いずれも人の質的判断をどう洗練できるのか(質的判断の熟達化)が問われている²。氏は鑑識眼を「質的判断の能力が高度に発達した形態」と規定しており(Sadler, 2009b, p.57)、この意味で氏の所論は、鑑識眼アプローチ(熟達した質的判断による学習評価)であり鑑識眼形成論なのである。

本稿は、氏の所論が鑑識眼アプローチであるという点で石田(2021a, 2021b)と同様の理解に立つ。石田(2021a, 2021b)では、学習評価の具体的方法論に関する氏の主張の変遷が分析され、その一貫部と変容部が明快に整理されたが、その主張の基底にどのような考え方があるかは十分に明らかにされなかった。結果として、氏の方法論に関する主張がなぜそうなるのかという疑問が残されている。そこで本稿は氏の所論の基底にある評価行為の認識論に焦点を合わせる。

本稿の目的は、熟達した質的判断を中心原理とするサドラーの学習評価論の根底にある認識や考え方がどのようなものか(氏がどのように質的判断のメカニズムを捉えるのか)を明らかにすることである。よって、氏の評価方法論に関する主張がどのような評価の原理的理解に支えられているかが明確となり、氏の主張の意図を精緻に理解することに寄与する。また、この試みは質的判断を中心とする学習評価をどう構想すべきかという広範な問いにも示唆を与える。

1. サドラーによる学習評価研究の位置付けとその学術的立場

はじめに、第1章では、氏の学習評価論の根底にある認識や考え方の分析に先立って、氏の研究履歴を俯瞰して整理し、氏の学習評価論が対象とする領域や氏の学術的立場の明確化を行う。この試みは、氏の所論の基底の分析する上で前提となる理解を提供する。

(1) サドラーの研究履歴と研究主題の変遷³

まず、氏がどんなキャリアを歩み、どんな研究主題に取り組んできたのか概観しよう。氏は、クイーンズランド大学を卒業後(Bachelor in Science; in Education)、ニューイングランド大学で修士課程を修了(Master of Letters in Science, Math)する。1965年から2年間高校で理科・数学を教え、2つの工科大学で数学、統計、プログラミングを6年間教えた。そして、1973年、クイーンズランド大学で教育評価の講師となる。そこでは、教職課程の教育測定・テスト理論の授業を担当し、研究者としては教育研究での統計的補佐を担当した。このように氏は、理数系の領域から教育実践・研究に携わってきた。転機は、1980年の米国でのサバティカルである。

氏は、コロラド大学ボルダー校のグラス(Gene Glass)、イリノイ大学アーバナシャンペン校のステーク(Robert Stake)の下でサバティカル期間を過ごした。この経験以降、彼らの勧めもあって、氏は、実証的・統計的な研究とは距離を置き、規範的・思弁的に教育評価を論究していくようになる。6年間かけ博士課程を修了し、1985年、博士論文『教育評価の理論と実践』(Sadler, 1985a)にて、クイーンズランド大学から博士号(PhD in Education)を取得した。

1985年には1年間、大学を離れクイーンズランド中等教育委員会評価部会会長に就任して、相対評価から絶対評価へ転換するROSBA(Review of School-Based Assessment)改革に尽力し、スタンダード準拠評価論の考え方を提供した。1991年にグリフィス大学に教授(教育学)として異動。2000年、教授(高等教育)に転向しグリフィス高等教育研究所所長に就任する。これを契機に、初等中等教育段階の研究とは距離を置き高等教育の研究に専念する。2010年に退職

し、クイーンズランド大学の名誉教授に就任。以後も、国際学術誌にて論文発表を続けている。

以上を踏まえると、氏は各時代に様々な研究主題に取り組んできたことがわかる。1980年までは、実証的・統計的な教育研究に名を連ねる共著論文が中心である。一方、サバティカル以降は、実証的・統計的な研究は行っていない。1980年から85年に発表された論文は、評価原理やカリキュラム評価論を研究主題としている。唯一の例外は、氏が初めて学習評価を論じた1983年の論文である(Sadler, 1983)。博士論文以降は、もっぱら学習評価論に専念し、先述した1987年(スタンダード準拠評価論)、1989年(形成的アセスメント論)の論考を発表するに至っている。そして、特に2010年頃から、ループリックやフィードバックなど、昨今の学習評価論の潮流をラディカルに批判する論考を発表していく(Sadler, 2009a, 2010)。氏の学習評価の方法論に関する主張は変化する部分もあるが、その基底にある考え方や認識は一貫している。本稿では、こうした氏の学習評価論の基底にある一貫した考え方や認識に焦点を合わせていく。

(2) サドラーの所論が対象とする領域、及び、氏の学術的立場

次に、氏の学習評価論が、どのような学習・教育文脈を想定して論じられたものなのか確認しよう。1983年以来、氏の学習評価論は、複雑で高次な認知能力を育成する文脈を対象としており、そのような文脈における質的判断の熟達化が論究の主題となっている。このような教育文脈の評価では、質的判断が必然的に求められることになる。氏の言葉を用いてこのパラダイムを表現すれば、それは、(1) 一意に正しい応答が存在しない発散的課題(divergent task)に取り組む文脈であり、(2) 統合や創造といった複雑で高次の認知過程の発揮が求められる(知識やスキルを統合的に活用して拡張的なパフォーマンスを生み出す)文脈であり、(3) 多様な[多重の]クライテリア(multiple criteria)が複雑に絡み合う質的判断が求められる文脈である。このような氏の学習評価論の対象は、熟達者研究・専門知研究が対象としている知識観と親和性が高い。実際、氏の学習評価論は、1987年と1989年の論文を除いて、もっぱら高等教育や専門教育に向けて書かれている。ただし、こうした複雑で高次の学習文脈は、高等教育を特徴づけるものであるが、高等教育以外の教育段階(幼児、初等、中等教育)でも重視されているものである。ここで注意すべきことは、氏の所論の対象が「学習内容が高度である文脈」ではないということである。この文脈規定の本質は、「認知的な次元や複雑性」に関わる問題である。

① 測定アプローチと記述アプローチを乗り越えるものとしての質的判断アプローチ

氏は、質的判断による学習評価という立場を取る訳であるが、この立場はどのような学術的構図に由来するのか⁴。遡れば、それはカリキュラム評価を論じた博士論文での言明に遡る。

まず、1970年代以前の教育評価論は、明快さ、客観性、効率性を重視する工業生産的なパラダイムが支配的だった。厳格な合理主義に特徴付けられるこのパラダイムは、教育測定をその主な祖先とする。これに対する批判が顕在化する中で、1970年代頃から人類学や社会学にルーツを持つ新しいパラダイムが登場した。このパラダイムは、評価を説明や記述として解釈することに特徴付けられる。この対立構図に対して氏は、教育という営みの複雑性、不確定性、創造性などから前者を拒絶したが、同時に後者も否定した。というのも氏は、カリキュラム評価、学習評価であろうと評価とは価値判断であると明言し、価値判断としての評価の立場を取るからである。氏は、例えばパーレット(Malcolm Parlett)やハミルトン(David Hamilton)らを引

き合いに、後者は価値判断を躊躇する傾向があり非判断的だと批判した (Sadler, 1981b)。そこで、氏は、上述2つの立場に対するオルタナティブとして、人の質的判断を中心とする評価のあり方を論じたのである。氏は博士論文の前書きで、このような自身の立場が評価において価値判断することを強く求めたスクリヴァン (Michael Scriven) と一致すると宣言している。

スクリヴァンは、「悪いものは悪い、良いものは良い、それを決めるのが評価者の仕事だ」 (Scriven, 1986, p.19) と、価値を認めない評価は評価ではないと断言する。スクリヴァンの評価論の本質は、プログラムの価値(「良い」か「悪い」か)を単一の価値判断で決定することである (Saddish et al., 1991; Christie et al., 2013)。また、スクリヴァンは、評価者の最大の怠慢は、意思決定者に単に情報を提供し「(最終的な判断の)責任を非専門家に転嫁する」ことだと指摘し (Scriven, 1983, p.248)、この姿勢は非判断的な評価を批判する点、評価者の質的な価値判断を重視する点でサドラーと軌を一にする。ただ、博士論文以降、氏の所論に対するスクリヴァンの影響は限定的である。というのも、スクリヴァンの興味は主にプログラム評価や製品評価にあるのに対し、氏の関心は学習評価論にあるからである。ただ、氏が評価において価値判断、質的判断を重視する立場を取ることは、このカリキュラム評価論の議論に由来するのである。

② 質的判断を行使する対象と目的：カリキュラム評価か学習評価か

本稿では、氏の所論を鑑識眼アプローチと位置付けたが、同様に鑑識眼という言葉を用いて教育における評価を論じた研究者に、アイスナー (Elliot Eisner) がいる。では、アイスナーとサドラーの立場の異同は何か。アイスナーは、教育的鑑識眼と教育批評という概念を拡張することで教育評価を論じた (Eisner, 1976)。アイスナーが鑑識眼概念のルーツを遡った論考 (Eisner, 2004) を見てみると、アイスナーの所論は芸術鑑賞の文脈に寄っているものの、鑑識眼の原理という次元ではサドラーとアイスナーの間に明確な差はあまりないことが分かる。むしろ両者の違いは、鑑識眼を行使する対象や目的という点に見出せると言える。アイスナーは、教育実践という営み(学校、カリキュラム、授業等)の価値や質を見取ろうとするのに対し、サドラーが鑑識眼行使の対象とするのは、学習評価における課題成果物の質についてである。

この両者の差異は、鑑識眼を調整するキャリブレーション [基準合わせ] (calibration) の過程を重視するか否かという点に如実に立ち現れる。アイスナーは、鑑識眼を行使する際に、各評価者の質的判断を調整せよとは論じない。むしろ個人々が自らの鑑識眼を行使し、教育の価値や質を幅広く認識することを重視しているように思われる。他方、サドラーは、その所論が学習評価を想定していることもあり、評価が主観に根差しつつも、その評価が他の評価者のそれと比較可能であることを目指している (Sadler, 2013)。言い換えれば、キャリブレートされた異なる教師が、同様の質的判断を下すことを理想とするのである(間主観性の達成)。つまり、教育実践の多面的な価値や質の卓越さ、広がりを見取ることに関心を寄せるのがアイスナーであり、評価者の質的判断をキャリブレートし、学習成果物の質がスタンダード(規定された質の水準)を満たしているか否かを判断することに関心を寄せるのがサドラーなのである。

以上、第1章では氏の所論が(1)価値判断としての評価、質的判断としての評価という立場を取り、(2)複雑で高次な教育・学習文脈での学習評価論に焦点を合わせ、(3)評価の間主観性を達成する為に、評価者のキャリブレーションを求める立場を取ることを確認した。では、こうした熟達した質的判断(鑑識眼)による学習評価のメカニズムを氏はどう体系的に論じるのか。

2. 質的判断のメカニズムを説明する概念装置

次に、第2章では、サドラーが質的判断のメカニズムをどう体系的に捉えているのか、氏の主要概念（評価を論じる際の固有の概念装置、見方・考え方）を抽出し敷衍していく。氏の概念装置を詳らかにすることで、鑑識眼のメカニズム（第3章）が説明可能となる。また、この試みは、氏が鑑識眼の行使を可能にする評価熟達知をどう捉えているかの理解も提供する。

（1）質的判断を支える評価熟達知の二次元空間

氏は、質的判断とは、人の脳によって直接的に為されるものであり、非専門家によって適用される手続きに単純化できないものと定義する（Sadler, 1987, 1989）。そして、この質的判断の能力が高度に発達した形態が鑑識眼となる。氏は、質的判断という行為のメカニズムをスタンダードとクライテリアという2つの側面で説明する。つまり、氏はクライテリアとスタンダード、それらの相互関係について論究を深めることで質的判断のメカニズムを記述しようとする。

ここでいう、クライテリアとは、あるものの質の良し悪しを評価するときの、次元・側面・観点のことを指す。他方、スタンダードは、あるものの質がどの程度優れているか、すなわち、質の水準やレベルを指す（Sadler, 1987）。すなわち、スタンダードは、質の良し悪しに関する垂直軸（高低を表現する）であり、クライテリアの多様さは、質の水平的な広がり（多様なバリエーション）を表現するものであると言える。このような垂直軸と水平軸で構成される質の二次元空間に照らし合わされて、質的判断は行われるのである。言い換えれば、この質の二次元空間の知がより洗練され豊かなものになることによって（スタンダードやクライテリアに対する深淵な理解を得ることによって）より良い質的判断が可能となると、氏は考えるのである。

（2）スタンダードの認識論

まず、スタンダードについての氏の捉え方をみていこう。「評価（evaluation）とは、基本的に質や価値についての判断である。[中略] 何かが良いと呼ばれるに値するならば、それは一連のクライテリアが、その文脈の中で良いものとは何かの適切な定義として認められており、対象がそのクライテリアにおいて最低限の強さやレベルのパフォーマンスを示すからである。故に絶対的判断は、関連する次元における参照固定点（fixed points of reference）であるスタンダードを前提とする」（Sadler, 1985b, p.285）。「スタンダードは質の連続体の（任意に決定された）固定された区切り（partitions）に適用される標識と考えることができる」（Sadler, 2010, p. 546）。

① 質（quality）はどのように現れるのか

このように氏は、スタンダードを質の連続体の高低の区切りと考える為、質概念を氏がどう捉えるのが要点となる。「質とは、意図した目的を達成する為に、全体として作品がどう構成されているのかの度合いを意味する。複雑な現象が評価される時、質は構成要素の特定の尺度の合計ではなく、コンフィギュレーション（Kaplan, 1964）として決定されることが多い。[中略] 多くの場合、質の決定では、多様なクライテリアを連関させて同時に運用する、すべてを考慮したホリスティックな判断が必要となる」（Sadler, 2010, p.544）。「このアプローチでは、不完全に分化されたクライテリアがある種のゲシュタルトとして結合され、フォーマルな規則ではなく評価者の脳の統合力によって、単一の尺度に投射される」（Sadler, 1989. p.132）。このように氏は、質とは対象の全体的な出来栄であり、ホリスティックに認識されるものとする。

②質の固定点としてのスタンダードはどのように規定し共有化できるのか

相対的な価値判断（ある集団の中での序列）ではなく、絶対的な価値判断を行う場合、いくつかのスタンダード（質の水準の固定点）を規定し共有することが必要になる。では、どのようにスタンダードを規定し共有化できるのか。氏によれば、評価で用いられるクライテリアがシャープなクライテリアのみである場合、構成概念や尺度が厳密に定義できるため、スタンダードを明示し共有することは容易である。他方、ファジーなクライテリアが重要となる評価行為では、それはたちまち困難なものとなる（Sadler, 1982, 1987, 2014）。

ここでいう、シャープなクライテリアとは、ある状態から別の状態への非連続的な跳躍を含み持ち、合意された解釈体系を前提とするものを指す。合意された解釈体系とは、例えば、数学における公理系といったものである。この最も単純な形は、二分法で表現される（単純な正誤で評価される）。他方、ファジーなクライテリアは、ある状態から別の状態へのグラデーションを内含するもので、その意味を理解する上で、実在物の指示対象を前提とするものを指す。例えば、小論文での首尾一貫性や説得性などがこれにあたる。ファジーなクライテリアは、正誤で評価できず、どの程度優れているのかは連続的に現れる。また、これらは合意された解釈体系を持たない為、それが何を意味するか言葉で決定的に定義できず、その質の程度（スタンダード）は、具体物の提示や言及がなければ伝達できない。「ファジーなクライテリアとは、文脈から独立して絶対的で明白な意味を持たない言語表現で示される、抽象的で観念的な構成概念である」（Sadler, 1989 p.124）。定義上、質的判断はファジーなクライテリアが必ず関与する。

ファジーなクライテリアを扱う評価でスタンダードを明示しようとする場合、大まかに、「言語表現の成文化」と「具体事例の集合」という二つのアプローチが試みられるという。前者の方法では、あるスタンダードを文字記号によって正確に記述することが目指される（スタンダードの明文の定義）。この試みは、あるスタンダードが有する一般的特徴を言葉で構成しようとするものである。これはスタンダードを客観化する試みであるが、ファジーなクライテリアは、実在物によってのみ定義することが可能なために、完全な明示的定義は、原理的に構成することができない。他方、後者の方法は、ある質レベルの典型的な事例や具体例の集合によって、ある特定のスタンダードを指定しようとするものである。この試みでは、具体的事例をみる経験を経験を共有することで、質の水準の共通理解を達成しようとする。しかし、複数のクライテリアが複雑に絡み合う場合、数少ない事例ではスタンダードを適切に定義できず、多くの事例を必要とする。氏はこの両者のアプローチの考え方（言語表現と具体物の表現）を補完的に用いることで、スタンダードを規定し共有することが可能になると考えている⁵。言語形式の共有と事例経験の共有を組み合わせることで、言葉にならない領域の知識が伝達される可能性がある。

（3）クライテリアの認識論

次に、質的判断におけるクライテリアの性質と機能についての氏の捉え方をみていこう。なお、以下①と②の議論は、クライテリアの性質に関する根本的な理解である。他方、③の議論は、①と②の認識を反映し、質的判断のメカニズムを説明する際に導入される概念装置である。

①クライテリアの源泉（origin）：クライテリアの創成原理と規範化

氏は、クライテリアの根本的な源泉をどう理解しているか。氏は、デューイ（John Dewey）の次の言葉を引用する。価値付け（valuation）は、「生命衝動の即時的かつ説明不可能な反応と、

我々の本性の非合理的部分から発する」(Dewey, 1939, p.18)。「人は絶えず価値づけを行っている。これは、さらなる価値づけの操作と価値づけの一般理論のための主要材料を提供する」(p.58)。サドラーはこう説明する。「言い換えれば、理由ではなく認識が第一の評価行為であり、いかなるクライテリアにも先立つ。物事の質は、優れているか美しいかのルールが明確に定まる前に、優れている、美しいと認識されることが多い。[中略]クライテリアは、すでに行われた判断を振り返り合理化する過程の一環として生成される。この意味で、クライテリアの根源は当初は説明的である。しかし、過去と将来の評価の間に立つとき、クライテリアは規範的に機能し始める」(Sadler, 1985b, p. 291)。つまり、根源的には、認識するということが第一の評価行為であり、認識がその説明根拠であるクライテリアに先立つというのである。氏は、これをクライテリアの「創成原理 (emergent principle)」と呼ぶ。そして、質的判断を正当化する過程でクライテリアへの言及が行われると、(1) 他者に自身の質的判断への同意を求めることができ、(2) 以後の評価行為で、言及されたクライテリアに注意を向けることが促されるという (クライテリアの規範化)。

創成原理が示唆することは何か。「学術的作品の質を評価する際に使用すべきクライテリアをすべて事前に同定することは可能か。もし創成原理が受け入れられれば、答えは否定的にならざるを得ない。より多くのクライテリアが発動される、されるべき可能性、新しく出現する可能性が常にある為、クライテリアのリストは網羅的ではない」(Sadler, 1983, p.66)。ただ、氏はこうも指摘する。「ここでの議論はクライテリアを予め指定すべきではないということではない。評価が始まるためには、いくつかの基本的な関心が必要である。[中略] 故に、いくつかのクライテリアは固定的に捉えることができる。[中略] ただし、事前に指定された次元のみに照会を制限するのは間違いである」(Sadler, 1985b, p.294)。この指摘は、カリキュラム評価の議論で為されたが、学習評価でも同様である。要は、評価枠組みを規定する大きな価値体系としてのクライテリア (枠組みとしての価値軸) は必要だが、価値判断で参照するクライテリア (参照次元としての価値軸) は、限定すべきではない (開放的にすべき) ということである⁶。

②クライテリアの階層構造：上位階層のクライテリアと下位階層のクライテリア

このように様々な抽象度合いのクライテリアがあるが、氏は、クライテリアを階層構造として理解する。「クライテリアを整理する一つの方法として、階層構造がある。一般的に、任意の与えられたクライテリオンは、より高次のクライテリオンの構成要素として (階層を上げる)、または、いくつかのより低次のクライテリアという視点で表現できる」(Sadler, 1985b, p.286)。氏は、下位階層のクライテリアを同定することは、演繹ではなく解釈の問題であるとする。他方、そのクライテリアになぜ価値があるのかを問うことで、上位階層のクライテリアが明らかになる。上位階層のクライテリアを問い続けると、クライテリアは高度に抽象的となる。ただし、上位階層のクライテリアは無限に問い続けられるのではなく、ある種の信念として「公理的価値 (axiological values)」を採用・選択しなければならない。氏は、ナイダー (Zdzislaw Najder) の言葉を借りて、このようなクライテリアを公理的価値と呼ぶ (Najder, 1975)。公理的価値は、高度に抽象的である為、その内実が不特定である限り万人に対して普遍的な魅力を有する。ただ、下位階層のクライテリア群が同定されると、その意味が具体的となる為たちまち論争的となる。

氏は、下位階層のクライテリアを同定する実践上の意義を、以下のように説明する。(1)意味の明確化とコミュニケーションに役立つ。つまり、評価における意見の不一致の理由を探るための

仕組みを提供する(ただし、下位クライテリアが詳細になりすぎる場合、全体的な評価を見失う)。(2)下位階層のクライテリアは判断プロセスを単純化する。ある部分要素の判断に限定することで、価値の主張が容易となる(ただし、特定部分の判断は全体に対する評価ではない)。(3)階層構造がクライテリア同士の折り合い(trade off)の仕組みを提供する。「上位階層のクライテリアは下位階層のクライテリアの調整・合成役として機能する。それぞれが限定された範囲の過剰な単純な判断は、必要に応じ、自由に解きほぐせるより少数の高次の判断に置換できる(Sadler, 1985b, p.290)。

氏は、(3)のように、あるクライテリアの停止を要求し正当化するクライテリアを、メタ・クライテリアと呼ぶ。「例えば、ある議論を展開する際に、論理的な順序が決まっているとする。[中略]状況によっては説得力が優先され、段階的な論理展開を一時的に中断することが正当化される場合がある。より優先順位の高いクライテリアを発動させる必要があるこの状況は、すべての価値づけに付随する判断の不可解な残余の一部である」(Sadler, 1983, p.68)。このメタ・クライテリアの考え方は、後述する潜在的クライテリアの考え方も密に結びついている⁷⁾。

③「顕在的クライテリア」と「潜在的クライテリア」

①と②の認識を反映して、質的判断のメカニズムを説明する際に、氏は「顕在的クライテリア(manifest criteria)」と「潜在的クライテリア(latent criteria)」という概念装置を持ち出す。顕在的クライテリアとは、評価行為で明示的・意識的に用いられるクライテリアである。他方、潜在的なクライテリアは、評価者の予測から逸脱するパフォーマンスがある場面に、必要に応じて作動化されるものである。通常、潜在的クライテリアは評価者が意識しないままに頭の中で横たわっている。評価行為において注目すべき質を認識し、これが引き金となって顕在化する。一度に顕在化できるクライテリアの数は限られるため、評価の複雑な過程では、潜在的なものが顕在化され、顕在化されたものが潜在的となるという過程が頭の中で繰り返される。「潜在的なクライテリアに対して重大な違反があるときは、教師は、いつでもそれを呼びだして、顕在的クライテリアの集合に(少なくとも一時的に)追加できる。これは、力量ある教師がクライテリアの完全なセットの知識と(書かれていない)ルールを完全な知識を持つことで可能になる。」(Sadler, 1989, p.134)。「潜在的から顕在的クライテリアの移行は、不公平なものと思われるべきではなく、必然的かつ完全に正常なものと思われるべきである。[中略]潜在的なクライテリアに対する信頼は濫用されてはならない」(Sadler, 1983, pp.72-73)。

潜在的・顕在的クライテリアの二つの世界を想定することは、①と②で説明した氏の認識と密接に関連する。氏は、質的判断において潜在的クライテリアと顕在的クライテリアの両者が重要な役割を果たすと考えている。両者を考えることで、(1)事前指定的な明示化されたクライテリアがあくまで部分的で不完全であること、(2)場合によっては「創成クライテリア」が必要になること(潜在的クライテリアの作動化)、(3)明示されたクライテリアを正当な行為として停止させる必要があること等、質的判断の複雑なメカニズムを説明可能なものとするのである。

3. 鑑識眼概念とその形成論の特質：ポランニーによる暗黙知の構造

第3章では、以上の概念装置を踏まえ(1)氏の鑑識眼概念の捉え方はどのようなものか、(2)それがどのような評価方法に関する主張に繋がるのかを検討する。行論が示す通り、これらは氏の所論の基底にあるポランニー(Michael Polanyi)の認識論を参照することで明快に説明される。

(1) 鑑識眼を行使する技芸：デュアル評価アジェンダ

熟達した質的判断を行う（鑑識眼を行使する）際には、多様なクライテリアを自在に操りながら、質の程度（どのスタンダードを満たすか）を吟味していくことになる。この過程を、氏は次のように説明する。「評価者は、はじめに、作品の個別的な質ではなく全体的な質に焦点を合わせる傾向がある。とりわけ、前景化（より局所的でクライテリアに縛られたもの）と後景化（より全体的で開放的なもの）の間で視線を自在に切り替えるように、評価者は全体的な特性と個別的な特性の間で焦点を切り替える。広い視野を持つことで、対象物を総体的に見ることができ、よりリアリズムを感じることができる。他方、さらなる正確さを追求するために判断をより小さな要素に分けていくが、その際に生じるアトミズムを抑制しようとする」(Sadler, 2009b, p. 57)。こうした熟達した質的判断の技芸を、氏はデュアル評価アジェンダ(dual evaluative agenda)と呼ぶ。これは、全体的な様相に対する視点とある特定のクライテリアの質への局所的な視点を自由に切り替えながら質を見定める技であり、鑑識眼行使の重要な技芸である。

氏は、このような技芸が、質、スタンダード、クライテリアに対する深淵な理解とそれらを操る暗黙知に支えられているとする。ここでいう暗黙知とは、質を見定める際に、様々なクライテリアを自由自在に操るような身体化されたノウハウのようなものである。力量ある評価者はある種無意識的に、言い換えれば暗黙知の導きの下で、ある対象の質を見定める上で重要な特徴や部分を検知する。前章で説明した概念装置を引き合いに出せば、質的判断の行為者は、(1)フェジーなクライテリアを自在に飼い慣らすことができ、(2) 暗黙知の導きの下で、顕在的と潜在的の世界を自由に操りながら、焦点化すべきクライテリアを検知し、(3) 必要に応じて、クライテリア間の折り合いをつける為に、メタ・クライテリアを行使し、あるクライテリアを上位階層のクライテリアを参照して置換するといったことができなければならないのである。

(2) サドラーの鑑識眼概念の特質

サドラーは、自身の所論に最も影響を与えた人物としてポランニーの名を挙げている。両者の所論を見比べると、サドラーがポランニーの暗黙知の構造的な理解（焦点的感知と遠隔項、従属的感知と近接項）を援用して、質的判断の技芸を理解していることが浮き彫りになる。

ポランニーは、暗黙知の構造を2つの次元で捉える。近接項としての諸細目と、遠隔項としての包括的全体である。人は、諸細目を従属的に感知することによって、それを手がかりに包括的全体を理解する。例えば、金槌で釘を打つという行為を引き合いに出せば、金槌の柄に伝わる感覚が近接項であり、意識的を向けている金槌の頭（打鍵部）の感覚が遠隔項である。また、人の顔を認識する際に、顔の個々の部分（諸細目）を統合してある人の顔であることを認識する。この時の部分が近接項であり、ある人の顔全体が遠隔項である。我々は、近接項を意識しておらず、遠隔項としての包括的全体に意識を向ける。この包括的全体を検知し理解することを可能にするのが暗黙知の働きである。「それは、個別的要因の従属的意識への自分自身の投出であり、これらの個別的要因は、技能の行為においては技能的達成の用具となるものであり、また、鑑識眼の行使においては、観察された括約的な<全体>の要素として機能するものである」(ポランニー, 1985, p.61)。「われわれの注意は一時にはただ一つの焦点しか保持し得ず、従って、同じ個別的諸要因を同一時に、従属的にも焦点的にも意識するというのは自己矛盾で

ある」(p.53)。近接項としての諸細目が身体化される(従属的に感知される)ことで、無意識的に(暗黙知の導きで)それらが操作され、遠隔項としての焦点的感知が可能となるのである。

このポランニーの議論を踏まえて、氏の所論を読むと何が見えてくるか。氏は、質を認識する行為をこのポランニーの枠組みで理解している。クライテリア(部分的な質)は、従属的感知する諸細目であり、遠隔項としての焦点的感知は、ある評価対象物の質全体なのである。氏は、質的判断においてクライテリアを身体化した道具と化す(従属的に感知する)ことで、質という包括的全体を認識できると考える。なお、厳密に言えばクライテリアというのは概念であってそれを直接見ることはできず、あるクライテリアにおける質(部分的な質)を感知する。

さて、全体的な質に対する視点とある特定のクライテリアの質に対する局所的な視点を切り替えながら質を見定める技が重要になる訳であるが、この際生じていることは近接項と遠隔項との動的な変化である。つまり、あるクライテリアにおける部分的な質への焦点化は、近接項として感知されていたものを遠隔項として把握する行為である(逆もありうる)。様々な次元の質を捉えようとする行為、すなわち、近接項と遠隔項の自在にシフトできることがデュアル評価アジェンダの肝と言える。この際、どのクライテリアに焦点を合わせるかということにおいて、暗黙知が重要な働きをする(焦点化すべきクライテリアは対象ごとに異なる⁸⁾)。こうした技芸は豊かな潜在的クライテリアの世界を持つことで可能となる。なお、近接項が透明化するのとは、あくまで遠隔項との関係においてである。例えば、楽曲全体に焦点を向けることもある旋律や音単体に焦点を向けることもでき、何が近接項・遠隔項となるかは状況によって定まる。

(3) サドラーの鑑識眼形成論の特質

以上の鑑識眼の技芸を、氏はどう形成できると考えるのか。氏が鑑識眼の洗練とキャリブレーションの過程で強調することは、言語表現や指示書きで伝えることではなく、具体的な事例を実際に知覚するという経験を重ねることである。氏の所論ではその経験を意図的・体系的に組織することが目指されている。経験を共有することで、言語表現が明瞭なものとなり、また、言葉にならない領域の知識も伝達されうるのである。氏は評価者の質的判断を外化されたスタンダード(ある種の標準器)による厳格なキャリブレーションを求めるが(間主観性の確立)、その過程ではループリック(あるスタンダードの一般的特徴の記述)ではなく、あるスタンダードの作品事例集(それぞれに論拠説明が付加)という外化形式を用いることを主張している⁹⁾。また、学習者が評価エキスパートズ[評価熟達知](evaluative expertise)を磨く過程では、フィードバックやフィードフォワード「伝えること(as telling)」でなく、熟達者の導きの下で行われる真正な評価経験に参画するという、ある種徒弟制的で帰納的な過程を重視している。

このような氏の立場はポランニーと軌を一にする。ポランニーはこう指摘する。「詳細に規定する(詳記する、特定する、specify)ことのできない技芸は、指示書きで伝えることは不可能だ——その指示書きが存在しないのだから。それはただ師匠から弟子への例示としてのみ伝えることができる」(ポランニー, 1985, p. 49)。「鑑識眼は、技能と同じく、ただ例示——指示書きではなく——によってのみ伝達可能である」(p.51)、「師匠を見、その例示を前にしてその努力を模倣することによって弟子は無意識に技芸の規則を——師匠自身にも明示的には知られていないものも含めて——採り出すのだ」(p.50)。氏は、質的判断を洗練、キャリブレーションする装

置として、ルーブリックの利用を否定するが、ポランニーの言葉を借りれば、ルーブリックはいわゆる評価知の指示書きという訳である。この議論の背後には、知の構造的な違いという論点がある。ポランニーはこう指摘する。技芸の行使は「いかなる形式的構成にも助けられることなく、われわれの世界を作り上げる大半の事物の根本概念を形成しているのだ」(p. 61)。つまり、技芸の熟達^{フォーミズム}は形式的構成の助けによるのではないというのが根本認識なのである^{10,11}。

おわりに

以上、本稿では、質的判断を中心原理とするサドラーの所論の根底にある認識や考え方がどのようなものかを明らかにし、氏の評価方法論に関する主張がどのような評価の原理的理解に支えられているのかを浮き彫りにした。最後に、本稿での議論を改めて総括しよう。

まず、氏のアプローチはルーブリックと何が異なるのだろうか¹²。両者の共通点は、(1)質的判断に基づく学習評価を目指す点、(2)間主観性を担保する為に評価基準の外化を求める点である。他方、相違点は、スタンダードの外化形式が異なることである。明文化された価値・規則体系を表現するルーブリックに対して、事例に内在する価値・規則体系をより重視するのが氏の立場である¹³。また、共通項的なクライテリアに焦点化する傾向が生じるルーブリックに対して、それぞれ異なる重要なクライテリアに個別に焦点化するのが氏の立場である。

結局のところ、なぜサドラーはルーブリックを否定するのか¹⁴。氏は、質的判断においてデュアル評価アジェンダが肝となると考えていた。これは、質的判断の複雑なメカニズムを飼い慣らす行為とも言える。その核心は (1)部分的な焦点化と全体的な質の感知を臨機応変に切り替えること(近接項と遠隔項の自由自在な切り替え)、(2)どの部分や特徴(クライテリア)に焦点化すべきかを暗黙的に感知することである。この技芸は、クライテリアや質といった評価概念の深淵な知と、それらを運用する規則体系の知(暗黙知を含む)を有することで可能になる。

ルーブリックは、あくまで特徴的で共通的部分を明文化するものである為、その背後にある背景的知識は捨象されてしまう。よって、ルーブリックは質的判断の複雑さを完全に表現するものではない。力量ある評価者は、深淵な評価熟達知とそれらの複雑な運用規則を知っていることで、時にルーブリックの記述を破りながら、ルーブリックには記述されていない背後の意図も踏まえ、ルーブリックを飼い慣らすことができる。ただ、そうでない者がルーブリックによって評価熟達知を形成すること(質的判断の技芸の本質を掴むこと)はできず、場合によっては、絶対的な規範に見えるルーブリックを手にすることで、それが足枷ともなるのである。

総括すれば、氏の主張の根幹は、質的判断という複雑な営みを操るために、明文化された価値・規則体系を適用する技量の形成ではなく、事例の中に内在する価値・規則体系をある種暗黙的に掴み取り、評価熟達知を形成する必要があるということである。このように評価熟達知を有する者は、定型的な課題を迅速に処理できるのみならず、新規の課題(創成クライテリア)への臨機応変な対応もできる。理想的なルーブリックとは、このような熟達知を型の形式で外化、表現するものと言えよう。よって、熟達した質的判断の技量をすでに備える評価者が、(厳密ではなく)参考とする枠組みとしては一定有用に機能しうる。また、ルーブリックが不完全な評価知の表現だとしても、型から入り後に型を解きほぐし崩しアンラーンするというアプローチも否定できない。ただ、このような評価熟達知が、ルーブリックそれ自体によって単純に

共有化できるものではないことは肝に銘じておく必要がある。評価熟達知からルーブリックを作り出すことができても、ルーブリックから評価熟達知を作り出すことはできないのである。

注

- ¹ 本稿では、ルーブリックを学習評価における採点装置、教師の質的判断を統制する装置として理解する。
- ² 質的判断が洗練されているかと、間主観的かは別の問題である。例えば、音楽コンクールの審査員らは、各自が持つ音楽の感性に基づいて主観的に評価を行う（個々の審査員の判断が間主観化されている訳ではない）。故に、審査員ごとに大きく判断が異なる場合も生じうるが、多様な感性や価値軸を持つ多くの音楽家らを審査員団として構成することで、公平性を担保する。よって、音楽コンクールの場合、誰が審査したかが重要な意味を持ち、賞状に審査員の総員が署名する。他方、フィギュアスケートや語学試験の評価では、評価者の判断が厳格にキャリブレート（間主観化）されており、個々の判断が概ね一致する。そして、誰が評価したかは問われない。
- ³ Personal Communication (21st Feb. 2019 at University of Queensland) に基づく。所属機関による web サイトも参照。URL: <https://itali.uq.edu.au/profile/791/royce-sadler> (retrieved 7th Nov. 2021)
- ⁴ 氏は、人の質的判断が有する問題点を無批判に棚上げしているわけではない。氏は1981年の論文にて、質的判断におけるバイアスやエラーなど、しばし陥りがちな諸問題を詳細に検討している (Sadler, 1981a)。
- ⁵ スタンダードの外的表現の形態については、1980年代と2010年代で氏の主張が異なっていることに留意する必要がある。石田は「スタンダード記述（あるスタンダード・レベルの一般的特徴の記述）とそれを補充する作品事例という形式だったものが、あるスタンダード・レベルの作品事例集（論拠説明が付加）という形式に改められた。つまり、言語表現と具体物の両者を補充的に用いることでスタンダードを外化するという点は通底するが、そのどちらが決定的にスタンダードを定めるのかという点が異なるのである」と指摘している (石田, 2021a, p.23)。
- ⁶ 2000年代以降、氏はクライテリアの事前指定をより明確に否定する (Sadler, 2009a)。一見、1980年代のこうした主張と相違があると思われるかもしれない。ただ、2000年以降、氏は課題明細 (task specification) という概念を議論に導入する。氏はこれについて「本論では、一度課題明細が定められると、学習者に期待されるレスポンス構成の設計パラメータが設定されると想定している」(Sadler, 2010, p.537) と説明する。要は、課題明細が質を判断する上での評価の枠組みを規定するのである。80年代は、公理的価値など、かなり高次の概念をもクライテリアとして想定するが、2000年以降はクライテリアの概念が参照次元としての価値軸に限定されているようである。
- ⁷ この論点は、潜在的クライテリアの行使の正当性に関する議論とも通底する。1980年代は、創成クライテリアの出現など、既存の評価枠組みで適切な評価が行えない場合、つまり「ルーブリックの破れ」が明らかとなった時に、評価者が潜在的なクライテリアを持ち出すことは、正当な行為であると主張していた。ただし2000年代以降は、ルーブリックという採点装置の厳格性が高まっている背景もあり「それを認めることは、指定されたクライテリアだけが使用されるという教師と学生間の暗黙的契約に違反する (Sadler, 2009b, p.54)」と指摘する。いずれにせよ、氏は、潜在的クライテリアを持ち出すことが、妥当な質的判断を行う上で不可欠だと理解している。
- ⁸ 「最高」と評価された作品群があるとする。質の程度は、どれも「最高」と判断される訳だが、個々の作品への評価判断は、個々に異なる論拠 (クライテリア) への参照に依る。注意したいことは、「最高」と評価される作品群に共通に出現するクライテリアと、個々の作品の評価で最も重要なクライテリアは異なるということである。
- ⁹ 一般的に、ルーブリック等におけるスタンダード記述では、その特性上、あるレベルの作品を共通に特徴づけるクライテリア (共通項) に焦点が向けられるが、共通に出現するクライテリアが、必ずしも各作品の評価判断において最も重要なクライテリアではない。よって、このことは最も注目すべきクライテリアへの意識を埋没させる。これに対して、論拠説明の記述では、それぞれの作品を評価するのに最もふさわしいクライテリアが用いられるため、その作品の質を判断する際にどのようなクライテリアに焦点が向けられるべきか明確に定まる。
- ¹⁰ 氏が近年提案しているスタンダードの外的表現の形態は「あるスタンダード・レベルの作品事例集 (論拠説明が付加)」である。このような氏の主張は、ポランニーの以下の指摘とも軌を一にしている。「それは、習慣法 (common law) の実際に見られるが、これは厳格に理性を働かせた伝統的活動の最も重要な体系である。習慣法は判例に基づいている。今日の事例を判定するに当たって法廷は、同種の事例を判定した他の法廷の例示に従う。なぜなら、そうした活動に法の支配が体现されているのを見るからである。この手順は、あらゆる伝統主義の原理—すなわち、実際の叡智は、活動の規則によりも活動によりよく体现されているという原理—を認知しているのだ」(p.50)。
- ¹¹ この論点について、ここで言語習得に擬えて説明したい。言語を操ることは、普遍のエキスパティーズである。我々は、母語の習得を形式的構成 (体系的な文法知識) の助けに依らずに行う。文法を体系的に説明できなくても、ある言語表現がおかしいかおかしくないか我々はわかり、流暢に言語を操る。身体が暗黙的に実践の中に内在する規則を知っているのである。他方、形式的構成としての文法を全て知るコンピュータは、言語を自然に操ることができないのである。ただし、形式的構成の助けによって言語を習得する人々もいる。例えば、研究者の多くは、外国語として英語を高度に運用する。ただ、高度な語彙・文法の運用は、言語が自然で流暢であることと一致しない。暗黙知が重要な働きをするエキスパティーズは、ここでの自然さや流暢さに関連する。ここでの重要な問いは、形式的構成を学ぶことは不要なのかということである。というのも、先の研究者の事例のように、形式体系の知の獲得は、それが完全な流暢さを導かないとしても十分なコミュニケーションを可能とする。究極的なエキスパティーズは形式的構成を必要としないが、形式的構成が重要な助けとなる場合も多い。
- ¹² 主観的評価 (認定評価) とサドラーのアプローチの違いは何か。前者では、各個人に内在する価値規範に準拠し

- て評価が行われる。他方、後者では専門家集団に内在する価値規範に準拠して評価が行われる。また、後者では評価基準が外的に形成される。外化されたスタンダード規範によって、評価者は厳格にキャリブレートされる。
- ¹³ この点は、成文法と非成文法の違いと類似している。ルーブリックは明文化された価値・規則体系を表現し、これによって各評価者の質的判断がキャリブレートされる。他方、氏の方法では、論拠説明が付された事例に内在する価値・規則体系によって、各評価者の質的判断がキャリブレートされる。いずれにおいても、質的判断は外化された規範に準拠しなければならない。ルーブリックの否定は、質的判断の間主観性を蔑ろにする事ではない。ルーブリックの場合、全く同じルーブリックが、例えば学部生、大学院生でも同様に用いることができるということが多く（求められる水準は大きく異なるのにも関わらず）、このことは、ルーブリックが評価のクライテリアは指定しても、スタンダード（求められる質の水準）は明確に指定出来ていないこと示唆している。他方、具体的事例群は、クライテリアをルーブリックほどに厳密には指定しないが（むしろこれが重要でもある）、評価対象物と定義物との直接比較を可能にする為に、スタンダードをより明確に指定できる可能性がある。サドラーは、ある評価対象が、求められる質（スタンダード）を満たすか否かに最大の関心を払っており、この立場が上述したアプローチに結実する。要は、クライテリアは自由に、満たすべき質（スタンダード）は厳格にということであろう。
- ¹⁴ これには、ルーブリックの導入が進む欧米で、厳格な採点指標・装置（明文化されていることが全てという契約書）としてルーブリックが捉えられており、柔軟なルーブリックの運用が難しいという背景もある。

引用文献

- Andrade, H., & Cizek, G.J. eds., (2010). *Handbook of formative assessment*. Routledge.
- Brookhart S. (2007). Expanding views about formative classroom assessment. in McMillan, J.H. ed., *Formative classroom assessment: theory into practice*, Teachers College Press.
- Brookhart, S. (2013). *How to create and use rubrics for formative assessment and grading*. ASCD.
- Christie, C.A., & Alkin, M.C. (2013). An evaluation theory tree. in Alkin, M.C. ed., *Evaluation roots: A wider perspective of theorists' views and influences (2nd edition)*, SAGE, 11-57.
- Dewey, J. (1939). Theory of valuation. *International encyclopedia of unified science*, 2(4), The University of Chicago Press.
- Eisner, E.W. (1976). Educational connoisseurship and criticism. *Journal of Aesthetic Education*, 10(3/4), 135-150.
- Eisner, E.W. (2004). The roots of connoisseurship and criticism: A personal journey. in Alkin, M.C. eds., *Evaluation roots: A wider perspective of theorists' views and influences*, SAGE, 196-202.
- Gipps, C. (1994). *Beyond Testing: Towards a theory of educational assessment*. Routledge.
- Najder, Z. (1975). *Values and evaluations*. Oxford University Press.
- Shadish, W.R., Cook, T.D., & Leviton, L.C. (1991). *Foundations of program evaluation: Theories of practice*. Sage.
- Sadler, D.R. (1981a). Intuitive data processing as a potential source of bias in naturalistic evaluations. *Educational Evaluation and Policy Analysis*, 3(4), 25-31.
- Sadler, D.R. (1981b). Emphatically, not to judge?. *Journal of Education for Teaching*, 7, 200-202.
- Sadler, D.R. (1982). Why the explicit definition of standards is not always possible. *Ideas in Education*, 1(2), 12-13.
- Sadler, D.R. (1983). Evaluation and the improvement of academic learning. *Journal of Higher Education*, 54, 60-79.
- Sadler, D.R. (1985a). *Theory and Practice of Educational Evaluation: a methodological inquiry (unpublished doctoral dissertation)*, the University of Queensland.
- Sadler, D.R. (1985b). The origins and functions of evaluative criteria. *Educational Theory*, 35, 285-297.
- Sadler, D.R. (1987). Specifying and promulgating achievement standards. *Oxford Review of Education*, 13, 191-209.
- Sadler, D.R. (1989). Formative assessment and the design of instructional systems. *Instructional Science*, 18, 119-144.
- Sadler, D.R. (2009a). Indeterminacy in the use of preset criteria for assessment and grading in higher education. *Assessment and Evaluation in Higher Education*, 34, 159-179.
- Sadler, D.R. (2009b). Transforming holistic assessment and grading into a vehicle for complex learning. in Joughin, G. ed., *Assessment, learning and judgement in higher education*. Springer.
- Sadler, D.R. (2010). Beyond feedback: Developing student capability in complex appraisal. *Assessment and Evaluation in Higher Education*, 35, 535-550.
- Sadler, D.R. (2013). Assuring academic achievement standards. *Assessment in Education*, 20, 5-19.
- Sadler, D.R. (2014). The futility of attempting to codify academic achievement standards. *Higher Education*, 67(3), 273-288.
- Scriven, M. (1983). Evaluation ideologies. in Madaus, G., Scriven, M., & Stufflebeam, D., eds., *Evaluation models*. Springer.
- Scriven, M. (1986). New frontiers of evaluation. *Evaluation practice*, 7(1), 7-44.
- Kaplan, A. (1964). *The Conduct of Inquiry: Methodology for Behavioral Science*. Chandler Publishing Company.
- William, D. (2011). What is assessment for learning. *Studies in educational evaluation*, 37(1), 3-14.
- 石田智敬 (2021a). 「スタンダード準拠評価論の成立と新たな展開」『カリキュラム研究』30, 15-28.
- 石田智敬 (2021b). 「ロイス・サドラーによる形成的アセスメント論の検討」『教育方法学研究』46, 1-12.
- 鈴木秀幸 (2013). 『スタンダード準拠評価』図書文化.
- ボランニー, M. (1985). 『個人的知識』ハーベスト社.

(日本学術振興会特別研究員 教育方法学・発達科学コース 博士後期課程2回生)
(受稿 2021年8月31日、改稿 2021年11月9日、受理 2021年12月3日)

ロイス・サドラーによる鑑識眼アプローチの認識論

——熟達した質的判断による学習評価のメカニズム——

石田 智敬

本稿は、熟達した質的判断（鑑識眼）を中心原理とするサドラーの所論の根底にある認識や考え方がどのようなものか明らかにし、氏の評価方法論に関する主張がどのような評価の原理的理解に支えられているのかを浮き彫りにすることを目的とする。氏は、複雑な質的判断のメカニズムを、創成原理、階層構造、メタクライテリアの行使、シャープとフェジーなクライテリア、クライテリアの潜在化と顕在化という特徴的な概念装置で説明する。このような概念装置で記述される氏の評価論の特徴は、ポランニーの認識論（暗黙知の理論）と重ね合わせてみることで明瞭に現れる。氏の所論の基底には、質的判断という複雑な営みを操るために、明文化された価値・規則体系を適用する技量の形成ではなく、事例の中に内在する価値・規則体系を、ある種暗黙的に掘み取ることで、評価熟達知を形成する必要があるという認識がある。

The Epistemology of Royce Sadler’s “Connoisseurship Approach”: The Principles of Qualitative Judgement

ISHIDA Tomohiro

This article clarifies the basic ideas and epistemology underlying Royce Sadler’s concept of connoisseurship, which is a highly developed form of competence in qualitative judgement. It first identifies a series of his unique conceptual devices to describe the mechanism of complex qualitative judgment; namely, the emergent principle, hierarchical structure, exercise of meta-criteria, sharp/fuzzy criteria, and latent/manifest criteria. Then, it illuminates the central features of Sadler’s scholarship, exemplified through such conceptual devices, by drawing on Michael Polanyi’s epistemology (the structure of tacit knowledge). What emerges through this exploration is Sadler’s key proposition that to be a proficient commander of complex qualitative judgement requires us to tacitly grasp the value and rule systems inherent in a given case, rather than adopting an explicit description of the value and rule systems.

キーワード：鑑識眼、質的判断、クライテリア、スタンダード、ロイス・サドラー

Keywords: Connoisseurship, Qualitative Judgement, Criteria, Standards, Royce Sadler